

名張市総合福祉センターふれあい及び名張市老人福祉センター「ふれあい」
の在り方（案）について

1. 検討に係る基本的方向性について

名張市総合福祉センターふれあい（以下「総合福祉センター」といいます。）及び名張市老人福祉センター「ふれあい」（以下「老人福祉センター」といいます。）の今後の在り方の検討に際しては、令和5年8月の教育民生委員会協議会において説明させていただいた、次の「今後の見直しに係る基本的な方向性」に基づき行いました。

「今後の見直しに係る基本的な方向性」

- (1) 見直し期間 令和5年度及び令和6年度
- (2) 基本的な方向性

以下の項目を施設の在り方の見直しに当たっての基本的な方向性として位置付けて検討を進めるとともに、今回の見直しに合わせて総合福祉センターふれあいの位置付け等についても一体的に検討を行います。

ア. 入浴施設の廃止

利用者数が減少する中であって、施設設備の老朽化が進むとともに、その修繕・更新や光熱水費・メンテナンス等の管理費・人件費等に多大な公費負担を必要とすることから、修繕等を行わず廃止します。

イ. 高齢者の介護予防の拠点

「人生100年時代」と言われる超高齢社会の到来を受け、新しい介護予防プログラムなどを取り入れ、高齢者の健康づくりや社会参加、身体機能の維持につながる機能の充実を図ります。

ウ. 地域共生の場づくり

これまでの利用者に加え、子育て世帯や中高生の集いの場等として、多世代の地域交流や地域の共生型施設としての活用等も視野に入れた仕組みづくりを進めます。

(3) その他

令和6年度は、現行（非公募・名張市社会福祉協議会）の指定管理を1年間延長します。また、令和7年度には、見直しに伴う管理運営体制の検討及び施設整備等を行います。

2. 総合福祉センター及び老人福祉センターの在り方（案）について

(1) 総合福祉センターと老人福祉センターの統合・一元化

多世代の地域交流や共生型施設としての活用に向けて、令和7年4月に総合福祉センターと老人福祉センターを統合・一元化することとします。なお、1・2階の貸館利用等は、地域福祉やボランティア活動の拠点機能として現行どおり継続します。

(2) 老人福祉センターの在り方の見直し

ア. 高齢者の介護予防機能

指定管理者による生きがいづくり支援通所事業（生きがい活動、趣味活動等）の継続や、民間団体等と連携した介護予防の取組等を進めます。

イ. 地域共生の場づくり

(ア) ユースプレイスの設置

主に小学校高学年から20代までの子ども・若者の居場所として、ユースプレイス（放課後や休日等に気軽に立ち寄り、集える場）を設置します。

- ・自宅でも学校でもない第三の居場所として、くつろぎや楽しさを与えてくれる場の提供
- ・様々な家庭環境に置かれた子どもの清潔の保持、軽食の提供
- ・子ども相談員を配置し、家庭や学校での心配事等を気軽に相談できる機能
- ・子ども・若者から市の施策に対する意見の吸い上げ、子ども・若者を中心としたユースカウンスル（互いに学び合い、検討、協議、情報発信等をする子ども・若者だけの会議）等の活動の醸成

(イ) 世代間交流の場

ユースプレイスの利用者と他の施設利用者との世代間交流が円滑に行われるよう援助します。また、地域の交流活動・行事、民間団体等と連携した取組を進めます。

ウ. 施設改修等

施設の改修に当たっては今年度に劣化状況調査を実施し、令和7年度にはその結果に基づく改修及びユースプレイスの設置に必要な改修を行います。なお、財源は、民間団体の助成金の活用等の検討を進めます。

エ. 福祉バスの運行

福祉バスの運行については、見直しに向けて、指定管理業務の対象から除外し、地域公共交通の在り方等と合わせて検討を進めます。

<総合福祉センター各階の主な施設と施設利用の方針（案）>

階	主な施設	今後の方針
1階	【101・102会議室、ふれあいホール】 障害者人材センター、ハローワークプラザ、社会福祉協議会デイサービスセンターなど	→ 現状どおり活用 (貸館利用等を継続)
2階	【202・203会議室、おもちゃ図書館、展示ホール、ボランティアルーム】 社会福祉協議会事務室・居宅介護支援事業所、シルバー人材センターなど	→ 現状どおり活用 (貸館利用等を継続)
3階	【老人福祉センター（視聴覚室・茶室・教養娯楽室・調理実習室・図書室・健康指導室・介護予防演習室・運動機能訓練室）】	→ 老人福祉センターの機能を見直し、ユースプレイスの設置と、介護予防や多世代交流活動等を実施

(3) 施設の管理運営

施設の管理運営については、令和7年度以降も継続して指定管理制度によることとし、指定管理者の選定に係る管理の方針は、施設の整備方針（案）と合わせて策定を進めます。

3. 今後のスケジュール概要

年度	月	内 容
令和6年度	8月	総合福祉センター及び老人福祉センターの在り方（案）策定
	11月	整備方針（案）の策定 令和7年度以降の管理の方針の策定
	12月	総合福祉センター条例・老人福祉センター条例の改正議案提出 (令和7年4月1日に施設統合・一元化)
	3月	令和7年度以降の指定管理者の指定議案提出 当初予算（施設改修、介護予防・多世代交流委託料等）
令和7年度	4月～	(センターの統合・一元管理開始予定)
		ユースプレイス・施設改修等の設計・工事
		介護予防・世代間交流公募、事業者の決定